

監理団体の業務の運営に関する規程

事業所名 成田国際協同組合

第1 目的

この規程は、外国人技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律及びその関係法令（以下「技能実習関係法令」という）に基づき、本事業所において監理事業を行うに当たり必要な事項について、規程として定めるものである。

第2 求人

- 1 本事業所は、技能実習に関する限り、いかなる求人の申込みについてもこれを受理します。ただし、申込みの内容が法令違反する場合、その申込みの内容である賃金、労働時間その他の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不相当であると認める場合、又は団体監理型実習実施者等が労働条件の明示をしない場合は、その申込みを受理しません。
- 2 求人申込みは、団体監理型実習実施者等（団体監理型実習実施者又は団体監理型実習実施者を希望する者、以下同じ。）又はその代理人が直接来所されて、所定の求人票で申込みは有効であり、来所不可でも、郵便、電話、FAX、電子メールで可能とする。
- 3 求人申込みの際は、業務内容、賃金、労働時間その他労働条件を前以って書面又は電子メールにて明示してください。ただし、紹介実施について緊急の必要があり、あらかじめ書面交付、電子メールによる明示ができないときは、当該明示すべき事項をあらかじめ他の方法にて明示してください。
- 4 求人受付の際は、監理費（職業紹介費）を、別表の監理費表に基づき申し受けます。又一次度申し受けた手数料は、紹介の成否に関わらず返金は致しません。

第3 求職

- 1 本事業所は、技能実習に関する限り、いかなる求職の申込みについてもこれを受理します。ただし、申込みの内容が法令違反する場合、受理しません。
- 2 求職申込みは、団体監理型技能実習生等（団体監理型技能実習生又は団体監理型技能実習生を希望する者、以下同じ。）又はその代理人（外国の送出機関から求職の申込みの取次ぎを受けるときは、外国の送出機関）から、所定の求人票にてお申込み下さい。郵便、電話、FAX、電子メールで可能です。

第4 技能実習に関する職業紹介

- 1 団体監理型技能実習生の方には、職業安定法第2条にも規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、希望・能力に応じた職業に速やかに就くことができるよう、極力お世話いたします。
- 2 団体監理型実習実施者等の方には、その御希望に適合する団体監理型技能実習生等を極力お世話いたします。
- 3 技能実習職業紹介に際しては、団体監理技能実習生等の方に、技能実習に関する職業紹介

において、従事する事となる業務内容、賃金、労働時間その他労働条件を前以って書面交付又は電子メールにて明示します。ただし、技能実習に関する職業紹介実施について緊急の必要がある為前以って書面交付又は電子メールで明示ができない時は、前以って他の方法により明示致します。

- 4 団体監理型技能実習生の方を団体監理型実習実施者等に紹介する場合には、紹介状を発行します。その紹介状を持参して団体監理型実習実施者等との面接を行っていただきます。
- 5 一度求人、求職申込みを受けた以上、責任をもって技能実習に関する職業紹介の労をとります。
- 6 本事業所は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業（ストライキ）又は作業閉鎖の間は団体監理型実習実施者等に、技能実習に関する職業紹介をいたしません。
- 7 就職が決定しましたら、求人された方から監理費（職業紹介費）を、別表の監理費表に基づき申し受けます。

第5 団体監理型技能実習の実施に関する監理

- 1 団体監理型実習実施者が認定計画に従って技能実習状況、監理責任者の指揮の下、主務省令52条第1号イからホまでに定める方法（団体監理型技能実習生が従事する業務の性質上当該方法によることが著しく困難な場合にあつては、他の適切な方法）により3か月に1回以上の頻度で監査を実施、実習認定の取消し事由に該当する疑いがあると認めるときは、直ちに監査を行います。（臨時監査）
- 2 第1号団体監理型技能実習に係る実習監理にあつては、監理責任者の指揮の下、1か月に1回以上、団体監理型実習実施者が認定計画に従って団体監理型技能実習を行わせているかについて実地による確認（団体監理型技能実習生が従事する業務の性質上当該方法によることが著しく困難な場合にあつては、他の適切な方法による確認）を行うとともに、団体監理型実習実施者に対し必要な指導を行います。（訪問指導）
- 3 技能実習を労働力の需給の調整の手段と誤認させるような方法で、団体監理型実習実施者等の勧誘又は監理事業の紹介はしません。
- 4 第一号団体監理型技能実習にあつては、認定計画に従って入国後講習を実施、また入国後講習期間中は、団体監理型技能実習生を業務に従事させません。
- 5 技能実習計画作成の指導に当たって、団体監理型技能実習を行わせる事業所及び団体監理型技能実習生の宿泊施設を実地に確認するほか、主務省令52条第8号イからハに規定する観点から指導を行います。
- 6 技能実習生の帰国旅費（第3号技能実習の開始前の一時帰国を含む。）を負担するとともに、技能実習生が円滑に帰国できる必要な措置を講じます。
- 7 団体監理型技能実習生との間で、認定計画と反する内容の取決めはしません。
- 8 実習監理を行っている団体監理型技能実習生からの相談に適切に応じるとともに、団体監理型実習実施者及び団体監理型技能実習生への助言、指導その他の必要な措置を講じます。
- 9 本事業所内に監理団体の許可証を備え付けるとともに、本事業所内の一般の閲覧に便利な場所に、本規程を掲示します。
- 10 技能実習実施が困難となった場合には、技能実習生が引き続き技能実習を行うことを希望

するものが技能実習を行うことができるよう、他の監理団体等との連絡調整を行います。

11 上記の他に、技能実習関係法令に従って業務を実施します。

第6 監理責任者

- 1 本事業所の監理責任者は、浅野 明子です。
- 2 監理責任者は、以下に関する事項を統括管理します。
 - (1) 団体監理型技能実習生受入れの準備
 - (2) 団体監理型技能実習生技能等の修得等に関する団体監理型実習実施者への指導、助言、並びに団体監理型実習実施者との連絡調整
 - (3) 団体監理型技能実習生の保護
 - (4) 団体監理型実習実施者及び団体監理型技能実習生等の個人情報の管理
 - (5) 団体監理型技能実習生の労働条件、産業安全、労働衛生に関し、技能実習責任者と連絡調整に関すること
 - (6) 国及び地方公共団体の機関、機構その他関係機関と連絡調整

第7 監理費の徴収

- 1 監理費は、団体監理型実習実施者等へあらかじめ用途及び金額を明示した上で徴収します。
- 2 監理費（職業紹介費）は、団体監理型実習実施者等から求人の申込みを受理した時以降に当該団体監理型実習実施者から、別表の監理費表に基づき申し受けます。

その額は、団体監理型実習実施者等と団体監理型技能実習生等との間における雇用関係の成立の斡旋に係る事務に要する費用（募集及び選抜に要する人件費、交通費、外国の送出国機関へ支払う費用その他の実費に限る。）の額を超えない額とします。
- 3 監理費（講習費）は、入国前講習に要する費用にあたり入国前講習の開始日以降に、入国後講習に要する費用は入国後講習の開始日以降に、団体監理型実習実施者等から、別表の監理費表に基づき申し受けます。

その額は、監理団体が実施する入国前講習、入国後講習に要する費用（監理団体が支出する施設使用料、講師及び通訳人の謝金、教材費、第一号団体監理型技能実習生に支給する手当その他の実費に限る。）の額を超えない額とします。
- 4 監理費（監査指導費）は、入団体監理型技能実習生が団体監理型実習実施者の事業所において業務を開始以降、一定期間毎に当該団体監理型実習実施者から、別表の監理費表に基づき申し受けます。

その額は、団体監理型技能実習実施に関する監理に要する費用（団体監理型実習実施者に対する監査及び指導に要する人件費、交通費その他の実費に限る。）の額を超えない額とします。
- 5 監理費（その他諸経費）は、当該費用が必要となった時以降に団体監理型実習実施者から、別表の監理費表に基づき申し受けます。

その額は、その他技能実習の適正な実施及び技能実習生保護に資する費用（実費に限る。）の額を超えない額とします。

第8 その他

- 1 本事業所は、国、地方公共団体の機関であり技能実習に関する業務を所掌するもの、外国人技能実習機構その他関係機関と連携を図りつつ、当該事業に係る団体監理型実習実施者又は団体監理型技能実習生からの苦情があった場合には、迅速かつ適切に対応いたします。
- 2 雇用関係が成立しましたら、団体監理型実習実施者、団体監理型技能実習生の両方から本事業所に対して、その報告をしてください。また、技能実習に関する職業紹介されたにもかかわらず、雇用関係が成立しなかったときにも同様に報告をしてください。
- 3 本事業所は、団体監理型技能実習生の方又は団体監理型実習実施者から知り得た個人情報 は、個人情報適正管理規程に基づき、適正に取り扱います。
- 4 本事業所は、団体監理型技能実習生又は団体監理型実習実施者に対し、その申込みの受理、面接、指導、技能実習に関する職業紹介の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であることを理由として差別的な取扱いは一切いたしません。
- 5 本事業所の業務の運営に関する規程は、以上のとおりですが、本事業所の業務は、全て技能実習関係法令に基づいて運営されますので、御不審の点は係員に詳しくお尋ねください。